



平成 23 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ニトリホールディングス
代表者名 代表取締役社長 似鳥 昭雄
(コード番号 9843 東証第 1 部、札幌)
問合せ先 経理部ゼネラルマネジャー 甲 正彦
電話番号 03-6741-1204

株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、当社の子会社である株式会社ニトリが、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 2,395,383 株のうち 416,100 株（3,000 百万円相当）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 導入の背景

当社及び株式会社ニトリでは、かねてより全社員が一丸となって業績の確保、企業価値の向上に注力してまいりました。今般、株主の皆様と株式価値を共有し、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を一層高めることを目的として、業績確保を条件に株式会社ニトリの従業員に当社の株式を給付する、本制度を導入することといたしました。

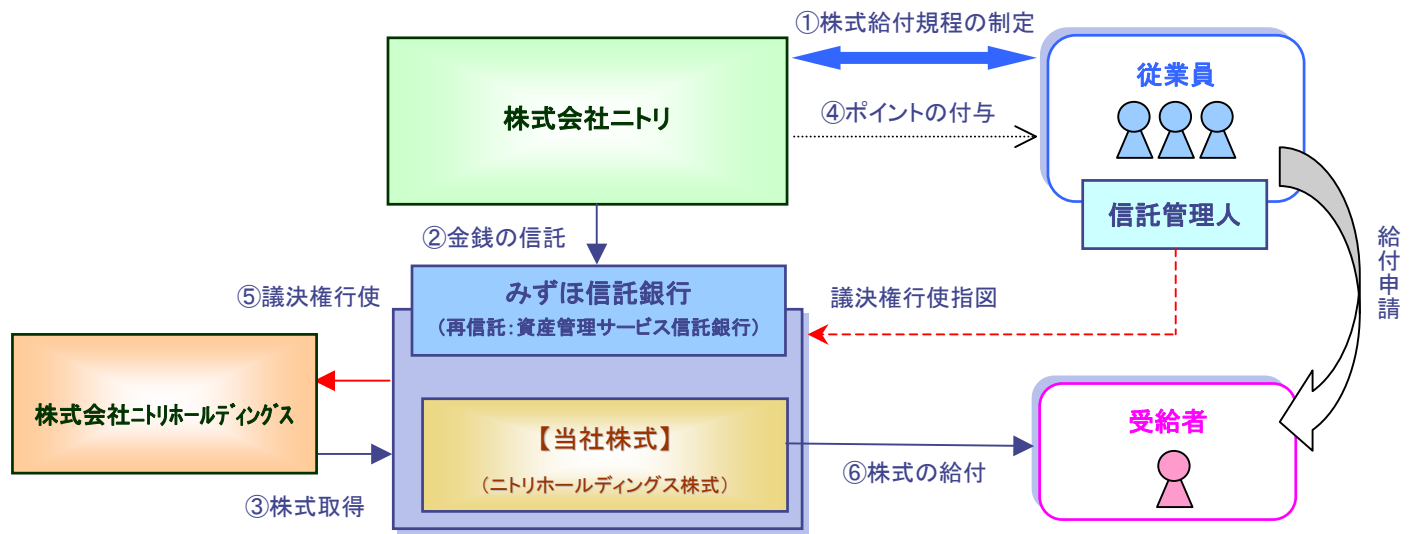
2. 本制度の概要

本制度は、あらかじめ株式会社ニトリが定めた株式給付規程に基づき、株式会社ニトリの従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

株式会社ニトリは、業績確保を条件に、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

（信託を終了する時点で残余財産がある場合は、従業員に交付します。）本制度の導入により、従業員の勤労意欲や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

<株式給付信託の概要>



- ① 株式会社ニトリは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 株式会社ニトリは、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口））（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 株式会社ニトリは、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、貢献度等に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は信託銀行から、獲得した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。
- ⑦ 信託を終了する時点で残余財産がある場合は、従業員に交付します。

3. 本信託の概要及び日程

- (1) 名称：株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委託者：株式会社ニトリ
- (3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- (4) 受益者：株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
- (5) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (6) 本信託契約の締結日：平成24年1月20日（予定）
- (7) 金銭を信託する日：平成24年1月20日（予定）
- (8) 信託の期間：平成24年1月20日（予定）から信託が終了するまで（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。）
- (9) 株式給付規程の効力発生日：平成24年2月1日（予定）

4. 株式会社ニトリが信託する金額（予定）

2,999,664,900円

以上